

# 機械要素技術展 [東京] 2026 江戸川区共同出展ブース 出展規約

出展企業（以下「出展者」という。）は、江戸川区（以下「区」という。）が指定するWebフォームからの申込をもって、本出展規約及び展示会主催者が定める出展規約・規定の内容に同意したものとみなします。これらに違反していると区が判断した場合、その時期を問わず出展申込のお断り、または出展決定の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。また、これにより発生するすべての損害に対し、区は一切の責任を負わないものとします。

## 1. 応募資格

以下の(1)から(5)のすべての要件を満たす者に限ります。

- (1) 江戸川区内に本社を有する、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 機械要素技術展に関連した製品・技術・部品等の製造、加工または開発を行っていること。
- (3) 区及び展示会主催者が定める全ての規約、規定、マニュアル等を遵守できること。
- (4) 展示会の会期中は、開始時刻から終了時刻まで最低1名の説明員をブースに常駐させること。
- (5) 各種出展関係書類の記載内容に虚偽がないこと。

## 2. 出展の制限

出展者及び展示内容が以下のいずれかに該当すると区が判断した場合、出展申込は無効（出展決定後は取り消し）とします。

- (1) 関連法令に抵触するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治思想や啓蒙活動、宗教活動に関連すると思われるもの
- (4) その他、各展示会の趣旨にそぐわないもの

## 3. 出展者の決定（選定基準）

区は、申込内容が展示会の趣旨及び目的に適合すると認められる企業の中から、以下の優先順位に従い出展者を決定します。

- (1)【第1優先】過去に本共同出展ブースへの出展歴がない企業（新規出展者）  
新規出展者が募集枠を超えた場合は、先着順により決定します。
- (2)【第2優先】過去に出展歴がある企業  
過去の出展回数が少ない企業を優先します。  
出展回数が同一の場合は、先着順により決定します。

#### **4. 出展料の請求と支払い**

- (1) 出展料は、200,000円（消費税込）とします。
- (2) 出展決定後、区が「納入通知書兼領収証書」を発行します。出展者は、この「納入通知書兼領収証書」に記載してある納付場所で、指定された期日以内に出展料を支払うものとします。なお、手数料が発生する場合は出展者の負担とします。
- (3) 期日までに支払いが確認できない場合は、出展のキャンセルとして取り扱います。この場合も、第5条に基づきキャンセル料が発生します。

#### **5. 出展のキャンセル及びキャンセル料**

- (1) 区より文書にて「出展決定通知書」を送付した後の出展キャンセルは、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情によりキャンセルを希望される場合は、速やかに「出展辞退届（任意の書面）」を提出し、区の承認を得るものとします。
- (2) 出展者の自己都合により出展をキャンセルした場合（出展料未払いによるキャンセル扱いを含む）出展者は以下のキャンセル料を支払うものとします。
  - ・「出展決定通知書」送付後：出展料の100%
- (3) 既納の出展料がある場合、これをキャンセル料に充当し、返還は行いません。ただし、災害等により事業継続が困難になった場合など、区が特にやむを得ないと認める事情がある場合に限り、返還を検討することがあります。

#### **6. 江戸川区ブース内の小間位置の決定**

ブース内における各社の小間位置は、原則として出展者説明会において抽選で決定します。ただし、展示品の搬入出や重量、形狀等の事情により、区が調整を行う場合があります。

#### **7. 展示スペースの転貸等の禁止**

出展者は、割り当てられた出展小間の一部あるいは全部を、区の書面による承諾なしに、第三者へ転貸、売買、交換、譲渡することはできません。

#### **8. 展示スペースの施工・装飾**

- (1) 区が委託した施工会社が、江戸川区ブース全体の統一装飾を行います。
- (2) 共同出展ブースとしての統一感及び安全管理の観点から、出展者による独自の追加装飾（展示台の持ち込み、壁面への過度な貼り付け等）は原則として禁止します。ただし、卓上での製品展示に必要な什器等については、事前に区の承認を得たものに限り使用を認めます。

#### **9. 展示物の管理と免責**

- (1) 展示物及び資材等の管理は、出展者の責任において行ってください。
- (2) 盗難、紛失、破損、火災、天災、その他不可抗力による損害、及び出展者が展示小間を使用することにより発生した人的・物的災害（来場者とのトラブル含む）について、区は一切の責任を負いません。

## **10. 知的財産権等の取扱い**

展示物に関する特許権、商標権、意匠権、著作権などの知的財産権の保護・管理は、出展者の責任において対応するものとします。知的財産権に関するトラブルが発生した場合、区は一切関与しません。

## **11. 展示会の開催中止・変更等**

天災、疫病、テロ、主催者の指示、その他不可抗力により、展示会の開催が困難となった場合、または区の判断により出展を中止する場合、これにより出展者に生じた損害(準備費用、逸失利益等)について、区は一切の責任を負いません。なお、出展料の返還については、中止決定時点で区が既に支出した経費(施工準備費等)を控除し、残額がある場合に限り、その割合に応じて精算・返還します。

## **12. 個人情報の取扱い**

区が本事業において取得した出展者の個人情報は、以下の目的で利用します。

- (1) 本展示会の運営・管理(施工業者等への必要情報の提供を含む)
- (2) 区が実施する産業振興事業に関する案内・連絡

## **13. 反社会的勢力の排除**

出展者は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体等)に該当しないこと、及びこれらと関わりを持たないことを表明・保証するものとします。この規定に違反した事実が判明した場合、区は催告なしに出展を取り消すことができます。この場合、出展料は返還せず、損害賠償請求を妨げません。